# 公立大学法人島根県立大学中期目標 検討のための有識者会議 設置要綱

#### (設置)

第1条 本会議は、公立大学法人島根県立大学中期目標検討のための有識者会議(以下 「有識者会議」)と称する。

#### (目 的)

第2条 県が公立大学法人島根県立大学の中期目標を策定するにあたり、大学の方向性、 達成すべき事項、その他大学運営について必要な事項について、専門的見地から 意見を伺うために設置する。

## (組 織)

- 第3条 有識者会議は、法人及び大学の運営全般について審議する委員並びに、資格職 にかかる分野について審議する専門委員をもって組織する。
  - 2 委員の任期は1年とする。
  - 3 委員は島根県総務部長が委嘱する。
  - 4 有識者会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 5 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
  - 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会 議)

- 第4条 有識者会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長になる。
  - 2 座長は必要に応じて、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、島根県総務部総務課内に置く。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、有識者会議に諮って決定する。

## 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。